

横浜市青少年施設 公募要項等の内容に関する質問への回答

No.	施設	資料	ページ・項目	内容	回答
1	共通	応募関係書類	イ	事業計画書(様式2)について 公募要項(P13)の【事業計画書作成上の注意】で「文字のポイントは11以上」と指定していますが、事業計画書に入れる図表内の文字も11以上のポイントにする必要はありますか。	事業計画書本文及び図表内の文字についても、原則として11ポイント以上としてください。ただし、図表の体裁上やむを得ない場合は、判読可能な文字サイズとしてください。
2	共通	応募関係書類	エ	自主事業計画書(様式 自主-1)について 公募要項(P13)に「自主事業計画書は実施する事業ごとに作成してください」とありますが、自主事業が複数ある場合、全事業毎に計画書を作成する必要がありますか。それとも事業目的等が同一ならば、まとめて作成することは可能でしょうか。	実施する事業ごとに作成してください。なお、同じ事業で実施時期や実施場所が異なる場合は、1枚にまとめて作成することは差し支えありません。
3	共通	応募関係書類	サ	履歴事項証明書について 現在、登記事項の変更手続きを行っています。提出期限までに変更手続きが完了しなかった場合、変更前の履歴事項証明書を提出することは可能でしょうか。	現状の登記事項証明書と変更内容がわかる書類を提出してください。また、登記完了後、速やかに最新の登記事項証明書を提出してください。 なお、変更手続き上、現在の登記事項証明書の発行ができない場合は、登記事項証明書の内容と同様の内容がわかる書類を提出してください。
4	野島青少年研修センター	応募関係書類	オ	賃金水準スライドについて 共同事業体が応募する場合、代表団体以外の構成団体の人件費についても賃金スライドの対象になるでしょうか。	代表団体以外の構成団体の人件費であっても、当該指定管理業務に従事する職員に係る人件費については、賃金スライドの対象になります。 ただし、委託先や人材派遣による人件費は対象外です。
5	野島青少年研修センター	応募関係書類	キ～ナ	共同事業体として応募する場合の応募書類キ～ナについて 公募要項(P14)の【注意事項】で、「共同事業体として応募する場合は、代表団体を含むすべての構成団体に関するキからナまでを提出する」とありますが、構成団体ごとに書類を作成するのでしょうか。それとも各様式に全構成団体分をまとめて記入するのでしょうか。 また、各様式内に全構成団体分をまとめて記入する場合、申請者欄に記入するのは、共同事業体の名称でしょうか、それとも共同事業体代表者団体の名称でしょうか。	応募書類キ～ナについては、各様式に全構成団体分をまとめて作成することは差し支えありません。 なお、共同事業体として作成できない書類については、構成団体ごとに提出してください。 また、申請者欄には共同事業体名を記載してください。